

A0101-12	未完成の設備を使用するな		
本文	未完成の設備は、部分的であろうと、一時的であろうと、使用しないこと。		
リスクの種類	火災、爆発	関連目次・章節	
理由(何故)	<p>未完成の設備は本来の使用条件を満たしていない可能性が高く、このような設備の使用は大きな危険を内包している可能性がある。</p> <p>高圧ガス保安法、消防法の該当設備については、完成検査合格前の使用は禁止となっている。</p>		
方策	<p>1) まず、未完成の設備は使用しないこと。</p> <p>2) 関係官庁による完成検査など、完成を確認してから使用すること。</p> <p>3) 緊急の場合など、やむを得ず使用せざるを得ない場合は、関係官庁の許可を受け、危険を排除する諸対策を講じて使用すること。</p> <p>対策の例としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の火気工事の禁止 ・爆鳴気の形成や固化などを防止する措置 ・誤操作防止対策の強化 <p>など。</p>		
事故例	<p>アクリル酸エチルタンクの設置工事中、冷却および脱臭装置が未完成であったが、アクリル酸エチルを船からそのタンクに入れた。冷却装置が未完成のため気化した蒸気が脱臭ラインに流れ、タンクに直結する配管の溶接工事中の火気に引火してタンクが爆発、炎上した。</p> <p>(1989年7月、輸送所、和歌山県)(JST失敗知識データベース)</p>		
法的参考事項	<p><高圧ガス保安法、消防法などの完成検査義務。></p> <p>高圧ガス保安法第5条(製造の許可)、第20条(完成検査、検査前の使用禁止等)</p> <p>消防法第11条(製造所等の設置・変更許可申請、完成検査前の使用禁止等) 同法第11条第5項(完成検査)</p>		
備考			